

回答書

令和 7 年 8 月 4 日

業者各位

大津市公営企業管理者

質問書の提出がありましたので、下記のとおり回答します。

記

入札日時	令和 7 年 8 月 22 日 9 時 30 分
件 名	水道施設アスベスト含有率分析調査業務

	質問	回答
1	入札公告2、その他の要件(1)、特記仕様書6(1)の作業責任者、特定建築物石綿含有建材調査者と同等以上の有資格者について。 労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針に関する公示で2-1事前調査及び分析調査(1)「使用されている可能性がある石綿含有材料の種類が多岐に亘るような大規模建築物又は改修を繰り返しており石綿含有材料の特定が難しい建築物については、建築物石綿含有調査者講習等登録規定(平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号)第2条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者又は一定の事前調査の経験を有する同条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者が事前調査を行うことが望ましいこと。」 とされていることから、一定の事前調査の経験を有する一般調査者は特定調査者と同等以上として認められるでしょうか。	一定の事前調査の経験を有する一般建築物石綿含有建材調査者であっても、特記仕様書6その他(1)に記載しております特定建築物石綿含有建材調査者と同等以上の有資格者には該当しません。
2	特記仕様書3(1)の大気汚染防止法施行規則第16条の5第1項に則り、設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を行う。との記載がありますが、直接人件費内訳書には書面調査・目視調査の項目がありません、書面調査・目視調査についても実施するのでしょうか。 実施する場合は対象の建築物の部屋数と延床面積(調査対象範囲に限る)をお知らせください。	契約締結後の打合せ時に調査対象施設の資料を貸与し、書面調査を実施していただきます。また、現地試料採取時に、目視調査を実施していただきます。 公告時点で、施設の詳細な資料は開示しておりません。
3	入札公告2 その他の要件(1)の作業責任者は採取作業に常駐するのでしょうか。	常駐していただきます。
4		